

平成 3 0 年 3 月 1 5 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 純 一

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う
施術管理者の要件に係る取扱いの特例について

柔道整復師の施術に係る療養費につきましては、療養費改定及び中・長期的な視点に立った療養費の在り方の見直しを目的として、社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会にて検討されているところであります。

平成 29 年 11 月 30 日の当該専門委員会での審議の内容を踏まえ、平成 30 年度から新たに施術管理者になる場合には、3 年間の実務経験と 2 日間程度（16 時間以上）の研修受講が要件となり、平成 30 年度 3 月の国家試験で柔道整復師の資格を取得した後、すぐに施術管理者となる計画をしているものの特例措置については、平成 30 年 1 月 25 日付(保 188)「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」にてお知らせしたところであります。

当該要件に加え、平成 30 年 1 月 31 日の当該専門委員会の審議を踏まえ、既に実務経験の要件を満たし、新たに平成 30 年度に、施術管理者として受領委任の届出を行うこととしているものについては、受領委任の届出から 1 年以内に、施術管理者の研修を受講し終了することで要件を満たすこととする特例措置が示されましたのでご連絡申し上げます。

[添付資料]

- ・ 施術管理者の要件について（周知のご依頼）
（平 30. 3. 5 事務連絡 厚生労働省保険医療課保健医療企画調査室長）
- ・ 平成 30 年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について
（平 30. 3. 5 保発 0305 第 12 号 厚生労働省保険局長）



事務連絡
平成30年3月5日

各 { 都道府県
保健所を設置する市
特別区 } 衛生担当部（局） 殿

厚生労働省保険局医療課
保険医療企画調査室長

施術管理者の要件について（周知のご依頼）

柔道整復師の施術に係る療養費（以下「柔道整復療養費」という。）の制度をめぐる様々な課題については、平成28年3月から、柔道整復師、保険者及び学識経験者を交えた社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会において中長期的な視点に立った療養費の在り方について議論が行われ、平成29年3月27日付けで「施術管理者の要件について」が報告書として取りまとめられました。

この報告書に基づき、柔道整復療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件として、平成30年度から新たに施術管理者になる場合には、3年間の実務経験と研修の受講を要件とすることについて、「施術管理者の要件について（周知のご依頼）」（平成29年6月15日付け事務連絡）により周知を行ったところです。

また、平成29年11月20日の同検討専門委員会において、平成30年3月の国家試験で柔道整復師の資格を取得した後、すぐに施術管理者となる計画をしている方についての特例が認められ、加えて、平成30年1月31日の同検討専門委員会において、平成30年度における研修要件の緩和の特例が認められました。

貴職におかれましては、このことについて御了知いただくとともに、所管の養成施設及び関係団体への周知を行っていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、本件につきましては、医政局医事課に周知済みであることを申し添えます。

（参考）

○社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会（厚生労働省 HP）

※報告書「施術管理者の要件について」は平成29年3月27日の資料を参照。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126707>

（照会先）

厚生労働省保険局医療課

TEL: 03-5253-1111（内3276）

E-mail: ryouyouhi@mhlw.go.jp

【お知らせ】 柔道整復師の資格を取得される皆さま、関係の皆さまへ

平成30年4月から、

柔道整復療養費の受領委任を取り扱う

「施術管理者」の届出※の際 は、

実務経験と研修の受講が要件 となります。

※個人契約の場合は「申し出」以下、同じ。

柔道整復療養費の受領委任の取扱いを管理する「施術管理者」になるための要件について、これまでは柔道整復師の資格のみとされてきましたが、平成30年4月から新たに、資格取得後の「実務経験」と「研修の受講」を加えることとなります。

平成30年3月末に施術管理者の方も、平成30年4月以降、新たに届出をし直す場合などは、同じく対象となります。関係の皆さまは、ご留意くださいますようお願いいたします。

実務経験の期間について

実務経験の期間については、要件の追加に伴う段階実施として、施術管理者の届出を行う期間に応じ、以下のように段階的に定めます。

「施術管理者」の届出期間	実務経験の期間
平成30年4月から平成34年3月までに届出する場合	→ 1年間の実務経験
平成34年4月から平成36年3月までに届出する場合	→ 2年間の実務経験
平成36年4月以降に届出する場合	→ 3年間の実務経験

研修の受講について

研修については、施術管理者として適切に保険請求を行うとともに、質の高い施術を提供できるようにすることを目的として、以下のような研修時間、研修内容とします。

研修の時間	研修の内容	
16時間以上 2日間程度	(1) 職業倫理について	(3) 適切な施術所管理
	(2) 適切な保険請求	(4) 安全な臨床

★ ただし、以下の方は特別に届出が認められます。裏面をご覧ください。

a. 平成30年3月の国家試験で資格を取得した後、
すぐに施術管理者となる計画の方

b. 平成30年度における研修要件の緩和

特例

平成30年4月から「施術管理者」になるための要件として新たに、資格取得後の「実務経験」と「研修の受講」を加えることとなりますが、以下に該当する場合の届出をすることにより施術管理者の登録が認められます。

a

平成30年3月の国家試験で柔道整復師の資格を取得した後、すぐに施術管理者となる計画をしている方

1. 対象者

平成30年3月の国家試験で柔道整復師の資格取得後、すぐに施術管理者となる計画をしている方で、**4月1日～5月末日まで**に、施術管理者となる届出をした方（届出には、以下2. と3. を実行する確約書の添付が必要となります。）

2. 必要な実務経験（実務研修）

特例の対象者については、1年間の実務経験の代わりに、受領委任の届出から**1年以内**に、ご自身が運営する施術所以外の以下の要件を満たす施術所で、**合計7日間相当（1日あたり7時間程度）の実務研修**をすること。

施術所の要件

- ① 施術管理者として継続した管理経験が3年以上あること。
- ② 現在、あるいは過去に行政処分を受けていないこと。

3. 研修の受講

受領委任の届出から**1年以内**に、施術管理者の**研修を受講し修了**すること。

b

平成30年度における研修要件の緩和

1. 対象者

平成30年度において、新たに施術管理者となるための実務経験の要件を満たしており、施術管理者として、**受領委任の届出を行うこととしている方**

2. 必要な実務経験

原則どおり、実務経験期間証明書により、実務経験（1年以上）の期間証明をすること。

3. 研修の受講（要件の緩和）

受領委任の届出から**1年以内**に、施術管理者の**研修を受講し修了**すること。

《注意》「a」、「b」それぞれで2. 3. を満たさなかった場合、**受領委任の取扱いを中止**します。

○ 上記の検討は、社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会の報告書「施術管理者の要件について」（平成29年3月27日付）を基に行われています。

【厚生労働省ホームページ】

社会保障審議会医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126707>

施術管理者の要件について

平成 29 年 3 月 27 日

医療保険部会

柔道整復療養費検討専門委員会

一 趣旨

- 柔道整復療養費については、受領委任協定・契約により取り扱われているが、その中において、施術所の施術管理者が、当該施術所における受領委任に係る取扱い全般を管理することとされている。
- 施術管理者になるには、現在は柔道整復師の資格要件のみであり、柔道整復師の養成学校を卒業し柔道整復師となった後、直ちに施術管理者となり、施術所を開設することも可能となっている。
- こうした中で、柔道整復療養費に係る不正請求事案が大きな問題となっており、資格取得後に直ちに管理者となる例は、他の国家資格をみても稀であるとの指摘がある。
- 療養費の給付を行う保険者からも、柔道整復師学校、養成施設にて国家資格を取得し、卒業してすぐに施術所を開設した者が施術管理者となり、不適正な請求をする事例が散見され、施術管理者について一定期間以上の実務経験を有し、当該期間の施術内容・請求に問題がない場合に限る等の要件を設定するよう要望が出されている。
- 施術管理者の要件として、実務経験や研修の受講を要件とすることについては、受領委任の取扱いに当たり、何が保険請求の対象かの判断、施術録、支給申請書の記載の仕方など、制度の正しい理解を、受領委任を取扱っている施術所で実際に学ぶことができるとともに、一定の研修を受講することにより、一定の質の向上を図ることができると考えられる。
- また、不正請求が多いと指摘されていることに鑑みれば、一定の社会人経験、医療人としての経験を積み、倫理観を身に付ける期間や研修を設けることは、不正対策や施術所の質の向上のために有効であると考えられる。

- こうしたことから、新たに受領委任に係る施術管理者になる場合の要件に、実務経験と研修の受講を加えることとすべきである。
- なお、これは受領委任制度の施術管理者となるための要件であって、施術所の開設や、当該施術所で行われた施術について療養費の請求を行うことを妨げるものではなく、あくまでも、受領委任という便宜供与を行うにふさわしい施術管理者の要件を、受領委任の協定・契約の中で定めるものである。

二 施術所における実務経験

- 実務経験の期間については、専門委員会の議論において、施術者側委員から、施術所開業の実態や経験から、3年とすべきとする意見が出され、これについて保険者側委員からも3年程度は必要との意見があり、3年が適当という意見が多かった。
また、他の資格でも、管理理容師・管理美容師になるためには、免許を取得後理美容の業務に3年以上従事することが要件とされているなどの例がある。
こうした議論を踏まえ、実務経験の期間については、後述する段階実施の実施状況を踏まえつつ、最終的には3年とすることを軸に検討すべきである。
- 平成29年度に養成施設の学生である者については、施術管理者の要件として実務経験や研修の受講が課されるということを知らずに養成施設に入学した者であることから、実務経験を1年とすることについて検討すべきである。
また、平成29年度に養成施設の学生である者について実務経験を1年にするにもかかわらず、平成29年度よりも前に養成施設を卒業した既卒者について実務経験を3年とすることは公平を欠くとともに、既卒者は現状ではいつでも施術管理者になれたものが、実務経験を課されることとなることから、同様に1年とすることについてあわせて検討すべきである。
具体的には、平成29年度に4年制の学校に入学した者が卒業し、1年の実務経験が可能となる平成33年度までは、既卒者を含め、実務経験を1年とし、その後の平成34年度、35年度は、円滑な移行の観点から、実務経験を2年とする、段階実施について検討すべきである。
- 柔道整復師の資格取得後の勤務先としては、施術所のほか、病院、診療所で働く者も一定数いる現状がある。診療報酬上も、運動器リハビリテーション料等の算定要件として、医師等の指示の下に、柔道整復師が訓練を行った場合には、所定の点数を算定できるとされている。

これは、柔道整復そのものを行っているものではなく、医師が柔道整復を指導することもできないとの意見があった。一方で、医療機関において、他の医療関係者と共同して、患者の回復のために尽くしている期間であり、医療人としての経験や倫理観、他の職種との連携等について習得することができる期間と考えることができる。

また一方で、施術管理者となるためには、施術所において、柔道整復療養費の請求や制度の正しい理解と経験を積むことも必要である。

これらを踏まえ、例えば実務経験の期間を3年とする場合、病院、診療所（指定保険医療機関）での従事期間については、柔道整復についての実務経験ではないが、診療報酬上、柔道整復師が従事した場合に算定できるとされている運動器リハビリテーション等に従事した場合に、最長2年まで（段階実施で実務経験の期間を2年とする間は最長1年まで）実務経験の期間として算入することを認め、残りの1年以上は施術所における実務経験を求めることについて、関係者の意見を踏まえ検討すべきである。

- 養成施設の卒業生の働く場（実務経験を積む場）の確保については、養成施設での就職支援のほか、施術団体による従事者の募集情報の提供などを活用することが考えられる。
- 施術管理者の実務経験の管理については、施術管理者の新規登録の際、施術管理者として登録される者が実務を経験した施術所又は保険医療機関の証明書、地方厚生（支）局に届け出られた勤務する柔道整復師の情報等により実務経験を確認し、地方厚生（支）局において施術管理者情報として管理することが考えられる。

三 研修の受講

- 研修の科目と大まかな内容について、施術管理者として適切に保険請求を行うとともに質の高い施術を提供できるようにすることを目的として、以下のような案を基本として、検討すべきである。

（1）職業倫理について

- ・ 倫理
- ・ 社会人・医療人としてのマナー
- ・ 患者との接し方
- ・ コンプライアンス（法令遵守）

(2) 適切な保険請求

- ・ 保険請求できる施術の範囲
- ・ 施術録の作成
- ・ 支給申請書の作成
- ・ 不正請求の事例

(3) 適切な施術所管理

- ・ 医療事故・過誤の防止
- ・ 事故発生時の対応
- ・ 医療機関等との連携
- ・ 広告の制限

(4) 安全な臨床

- ・ 患者の状況の的確な把握・鑑別
- ・ 柔道整復術の適用の判断及び的確な施術
- ・ 患者への指導
- ・ 勤務者への指導

○ 詳細については、以下のようなスケジュールで検討・準備することが考えられる。

(1) 研修の項目・内容の確定 (～29年7月)

柔道整復師・医師・保険者・有識者等で検討

(2) テキストの作成 (～29年11月)

研修実施法人にテキスト作成委員会を設置して作成

(3) 研修開始 (30年1月～)

○ 研修の実施主体は、

- ・ 柔道整復師の研修についての実績があり、
- ・ また、全国で統一的な研修の実施が可能

などの要件を満たす法人が行うこととすることが考えられる。また、要件を満たす場合には複数の法人が行えるようにすることや、実施法人の一定期間ごとの更新制について検討すべきである。

- 研修は、受講者数も踏まえつつ、できる限り47都道府県で、年1回以上実施することを基本として検討すべきである。
研修時間については、受講者の負担も考慮しつつ、16時間以上・2日間程度で実施することを基本として検討すべきである。
- 施術管理者の研修の受講の管理については、施術管理者の新規登録の際、研修実施法人が作成した証明書により研修受講を確認し、地方厚生（支）局において施術管理者情報として管理することが考えられる。

四 施行日

- 厚生労働省においては、上記の考え方に基づいて、具体的な制度設計を、関係者と調整を行いながら、早急に行うべきである。
- 施行日については、地方厚生（支）局における実務経験の登録管理の準備や、研修の準備の期間を考慮しつつ、できるだけ早く施行できるよう、平成30年3月までに施行準備をし、平成30年度から施行するよう検討すべきである。

保発0305第12号
平成30年3月5日

都道府県知事
地方厚生（支）局長

} 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

平成30年度における柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う
施術管理者の要件に係る研修受講の特例について

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱は、「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成22年5月24日付け保発0524第2号）別添1別紙及び別添2のそれぞれの第1章5の規定により「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」（平成30年1月16日付け保発0116第2号）の別紙1「柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により取り扱うところであり、平成30年度の柔道整復師の施術に係る療養費の制度の円滑な施行の観点から、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」（平成30年1月16日付け保発0116第3号）により一定の条件に合致する者について、受領委任を取扱う施術管理者の要件に特例を設けることとしているが、その他に平成30年度における研修要件の緩和について、別紙により行うものとしたので、その取扱いに遺漏なきようご配慮願いたい。
なお、別紙の取扱は、平成30年4月1日より適用することとする。

別紙 「平成30年度における柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例について」

平成 30 年度における柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件
に係る研修受講の特例について

1 施術管理者に係る要件の特例による取扱い

「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成 30 年 1 月 16 日付け保発 0116 第 2 号)の別紙 1「柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱いについて」について、平成 30 年度においては、柔道整復師の施術に係る療養費の制度の円滑な施行の観点から、一定の条件に合致する者に特例の要件を設けることとし、その取扱いを以下に示すものとする。

2 受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例となる対象者

受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る研修受講の特例となる対象者(以下、「施術管理者研修特例対象者」という。)は、平成 30 年度において、新たに施術管理者となるための実務経験要件を満たしており、施術管理者として、地方厚生(支)局長と都道府県知事あて、受領委任を取扱う施術管理者の届出又は申出を行った者とする。

3 施術管理者研修特例対象者に係る施術管理者の要件としての実務経験

施術管理者研修特例対象者に係る実務経験は、「柔道整復師の施術に係る療養費について」(平成 22 年 5 月 24 日付け保発 0524 第 2 号。(以下「受領委任通知」という。))別添 1 別紙及び別添 2 のそれぞれの第 1 章 5 に規定する「柔道整復師として実務に従事した経験」であること。

4 施術管理者研修特例対象者に係る施術管理者の要件としての実務経験の期間

施術管理者研修特例対象者に係る施術管理者の要件としての実務経験の期間は、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成 30 年 1 月 16 日付け保発 0116 第 2 号。(以下「施術管理者の要件に係る取扱い通知」という。))別紙 1 の 2 に規定するものとする。

5 施術管理者研修特例対象者に係る柔道整復師実務経験の期間の証明方法

施術管理者研修特例対象者に係る柔道整復師実務経験の期間の証明方法は、施術管理者の要件に係る取扱い通知の別紙 1 の 3 に規定するものとする。

6 施術管理者研修特例対象者に係る登録施術所の管理者における柔道整復師実務経験期間の証明

登録施術所の管理者は、施術管理者の要件に係る取扱い通知の別紙 1 の 4 に規定により柔道整復師実務経験の期間を証明するものとする。

7 登録施術所の管理者に対する改善の特例

地方厚生（支）局長は、登録施術所の管理者が6の規定に違反していると認めるときは、受領委任通知別添1による協定及び別添2による受領委任の取扱規程の適正な運用を確保するため、当該登録施術所の管理者に対し、柔道整復師実務研修期間の証明の改善に関し必要な措置を求め、当該登録施術所の管理者はこれに応じるものとする。

なお、登録施術所の管理者における虚偽証明の事実を認めるときは、受領委任の取扱いの中止とすることができる。

8 施術管理者研修特例対象者に係る施術管理者の要件としての研修受講

施術管理者研修特例対象者に係る施術管理者の要件としての研修受講については、次の事項を全て満たすものとする。

(1) 受領委任通知別添1別紙及び別添2のそれぞれの第1章5に規定する「登録を受けたものが行う研修」は、本通知の別紙2「柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の2に規定する施術管理者研修であること。

(2) 受領委任を取扱う施術管理者の届出又は申出を行った日から1年以内に研修を受講すること。

9 施術管理者研修特例対象者に係る施術管理者の要件としての研修修了の証明

受領委任通知別添1別紙及び別添2のそれぞれの第1章5に規定する「研修の課程を修了した者」の証明は、本通知の別紙2「柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の12による研修修了証によるものとする。

なお、10により受領委任の届出又は申出に添付する研修修了証は、本通知の別紙2「柔道整復療養費の受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の13による研修修了年月日から5年間の有効期間を経過していないものであること。

10 施術管理者研修特例対象者に係る受領委任を取扱う施術管理者の届出又は申出

施術管理者研修特例対象者に係る受領委任を取扱う施術管理者の届出又は申出は、受領委任通知別添1別紙第2章9の受領委任の届け出又は別添2第2章9の受領委任の申し出に、次の事項に定める書面を添付し、地方厚生（支）局長と都道府県知事へ届出又は申出するものとする。

また、受領委任の届出の場合は、各都道府県公益社団法人柔道整復師会長を経由して行うものとする。

- (1) 施術所の開設届又は施術所の変更届の写し
- (2) 柔道整復師免許証（施術所に勤務する柔道整復師を含む。）の写し
- (3) 開設者が選任したことを証明する書類
- (4) 勤務形態を確認できる書類
- (5) 欠格事由に該当しない旨の申出書

(6) 6による実務研修期間証明書の写し

(7) 9による研修修了証の写し

なお、届出又は申出の際は、添付する書面のうち、(7)研修修了証の写しに代えて、
施術管理者研修特例による確約書を添付するものとし、施術管理者研修特例による確
約書は、施術管理者研修特例対象者が受領委任を取扱う施術管理者の届出及び申出を
行った日から1年以内に、(7)研修修了証の写しを提出すること、並びに(7)の提
出をしなかった場合には受領委任の取扱いを中止することに異議ないことを別紙様式
1の確約書(平成30年度における施術管理者研修特例対象者)により確約するもので
あること。

別紙様式1

確 約 書
(平成30年度における施術管理者研修特例対象者)

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の届出又は申出を行った日から1年以内に、「柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任を取扱う施術管理者の要件の特例について」(平成30年1月16日付け保発0116第3号)の別紙10による(7)の研修修了証の写しを提出すること、並びに、(7)の研修修了証の写しを提出しなかった場合には、受領委任の取扱いを中止することに異議ないことを確約します。

平成 年 月 日

厚生(支)局長 殿

都道府県知事 殿

柔道整復師氏名 (印)

住 所 〒 ー

(受領委任を取扱う)
施 術 所 名

施 術 所 住 所 〒 ー

TEL. ー ー